

最小敷地面積について

【1】目的

土地を分割し、建築物の敷地として土地利用を行う場合に、区画される敷地面積の最小規模を用途地域ごとに指導することにより、密集市街化を抑制し、良好な住環境の確保を図ることを目的としています。

【2】対象範囲

新たに敷地を分割して計画する、建築物の一住戸当りの敷地面積が対象となります。

【3】指導基準

用 途 地 域	一区画あたりの敷地面積
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 (建ぺい率40%)	120㎡以上
第1種低層住居専用地域 (建ぺい率60%)	100㎡以上
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	80㎡以上
第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域 準工業地域・工業地域	65㎡以上
近隣商業地域・商業地域	50㎡以上

- ・新千里地区の第1種低層住居専用地域、建築協定地区及び景観協定地区には別途、最小敷地面積の基準があります。また自治会において自主的な基準を設けている地区もあります。

詳しいことについては、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

豊中市 都市計画推進部 建築審査課

第二庁舎 5階 TEL 06-6858-2860